

第1号議案

特定非営利活動法人権利擁護トーチ

2021年度事業報告書

2021年4月1日から2022年3月31日

1 事業実施の成果

1 組織、事業活動の適正化に向けた活動

事務局の組織及び運営に関する規定、経理規程、個人情報保護規程等を整備しました。

2 運営基盤の強化に向けた活動

正会員は横ばい、賛助会員は若干の増加にとどまっています。寄付も2件にとどまっています。(正会員13名、賛助会員15名) 賛助会員、寄付募集の取り組みが必要です。

3 事業の組織的運営管理に向けた活動

事務局会議を毎月定例開催し、理事長、副理事長、事務局長の合議で会の運営にあたってきました。これにより、事業の円滑な実施に役立っています。会報も年4回のペースで定期発行できました。

4 相談事業

念願のホームページが開設できました。多くの情報が掲載され、便利な機能が盛り込まれています。汎用のパンフレットも作成できサービス内容の説明がしやすくなりました。関係機関や一般の方からの問い合わせも増えてきました。

5 生活支援事業

身元保証サービスを6月から開始するとともにパンフレットなどを事業者に送付しました。11月からは利用者の負担軽減のため、利用料の見直しを行いました。生活支援事業の利用会員は、計画では30人程度でしたが、3/31現在16名にとどまっています。(入会14名、退会2名)生活支援サービスの魅力と身元保証サービスの提供開始が事業者に十分認識されていないのが原因と思われます。従事できるスタッフは3名(天白区、南区、守山区在住)となりました。近隣だけでなく、市内全域からの依頼も来ていますので全域でのスタッフの確保が課題です。

6 啓発事業

高齢者の人権学習会「これからの人生を考える」を開催しました。蔓延防止期間中にもかかわらず26名の方が参加されました。

7 交流事業

今年度は実施なし。

2 特定非営利活動に係る事業の実施に関する事項

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施日時 (B) 当該事業の実施場所 (C) 従事者の人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 人数	事業費の金額 (単位：千円)
(1) 高齢者の権利擁護に関する相談事業	市民を対象に、高齢者の権利擁護及び生活全般に関する相談に応えるため、高齢者生活相談所トーチを開設しました。	(A) 通年 (B) 事務所 (C) 3人	(D) 市民 (E) 多数	4
(2) 高齢者の権利擁護に関する生活支援事業	支援を要する高齢者を対象に、介護保険など公的サービスの対象とならないところの金銭管理、通院付き添い、買物代行、福祉サービス利用等の支援を行いました。	(A) 通年 (B) 市内 (C) 3人	(D) 高齢者 (E) 18名	355
(3) 高齢者の権利擁護に関する啓発事業	高齢者の人権学習会を天白生涯学習センターで2/18開催しました。 ①メデイカルエンディングの希望と選択 (名古屋医療福祉相談所長 黒木信之氏) ②権利擁護センターの役割 (権利擁護センター東部事務所 中村充伯氏)	(A) 通年 (B) 市内 (C) 3人	(D) 市民、事業者 (E) 26名	10
(4) 高齢者の権利擁護に関する交流事業	行政、事業者を対象に、高齢者の権利擁護、生活支援の方策に関して、各々の事業のあり方や連携方法などについて情報交換や共催事業を行うものですが、検討のみとし実施できませんでした。			

### 3 会議の開催

#### 通常総会

##### (1) 開催日時、場所

2021年5月23(日) 10時～11時

社会福祉法人ほっとはむ(天白区池場3-408)

##### (2) 議題

- ① 2020年度事業報告の承認について
- ② 2020年度決算の承認について
- ③ 2021年度事業計画の承認について
- ④ 2021年度予算の承認について
- ⑤ 特定非営利活動法人権利擁護トーチ事務局の組織及び運営に関する規定の制定について

#### 理事会

##### (1) 第1回理事会

###### ①開催日時、場所

2021年5月9(日) 10時～11時

社会福祉法人ほっとはむ(天白区池場3-408)

###### ②議題

- ア 2020年度事業報告(案)について
- イ 2020年度決算(案)について
- ウ 2021年度事業計画(案)について
- エ 2021年度予算(案)について
- オ 特定非営利活動法人権利擁護トーチ事務局の組織及び運営に関する規定(案)について
- カ 特定非営利活動法人権利擁護トーチ個人情報保護規程(案)について

##### (2) 第2回理事会

###### ①開催場所、日時

2021年10月24(日) 10時～11時

社会福祉法人ほっとはむ(天白区池場3-408)

###### ②議題

- ア 2021年度上半期活動報告について
- イ 2021年度上半期収支状況報告について
- ウ 利用料の見直しについて
- エ 啓発行事、交流行事の開催について

#### 事務局会議

理事長、副理事長、事務局長にて毎月第一金曜日に開催しました。

第2号議案

特定非営利活動法人権利擁護トーチ

活動計算書

2021年4月1日から2022年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額	
<b>I 経常収益</b>		
1. 受取会費		
正会員入会金	0	
賛助会員入会金	15,000	
利用会員入会金	36,000	
正会員受取会費	39,000	
賛助会員受取会費	27,000	
利用会員受取会費	15,000	132,000
2. 寄附金		
寄附金	50,000	50,000
3. 助成金等		
助成金	0	0
4. 事業収益		
高齢者の権利擁護に関する相談事業	0	
高齢者の権利擁護に関する生活支援事業	453,500	
高齢者の権利擁護に関する啓発事業	0	
高齢者の権利擁護に関する交流事業	0	453,500
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	0
経常収益計		635,500
<b>II 経常費用</b>		
1. 事業費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給与	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
外注費	163,200	
印刷製本費	32,144	
会議費	4,960	
旅費交通費	39,624	
通信運搬費	41,846	
消耗品費	42,356	
広告宣伝費	12,176	
保険料	33,030	
その他経費計	369,336	
事業費計		369,336
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給与	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
印刷製本費	8,037	
会議費	1,240	
旅費交通費	9,906	
通信運搬費	10,462	
消耗品費	10,590	
広告宣伝費	3,045	
支払手数料	39,169	
租税公課	600	
雑費	4,970	
その他経費計	88,019	
管理費計		88,019
経常費用計		457,355
当期正味財産増減額		178,145
前期繰越正味財産額		33,440
次期繰越正味財産額		211,585

(計算書類の注記)

- 重要な会計方針  
計算書類の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。
- 事業費、管理費区分  
共通費の按分方法は、事業活動従事時間と管理活動従事時間の比率により按分しています。

# 貸借対照表

2022年3月31日現在

特定非営利活動法人権利擁護トーチ

単位:円

科目・摘要	金額		
<b>I資産の部</b>			
<b>1流動資産</b>			
現金預金	180,955		
未収金	61,500		
<b>流動資産合計</b>		242,455	
<b>2固定資産</b>			
	0		
<b>固定資産合計</b>		0	
<b>資産合計</b>			242,455
<b>II負債の部</b>			
<b>1流動負債</b>			
未払費用	30,870		
<b>流動負債合計</b>		30,870	
<b>2固定負債</b>			
	0		
<b>固定負債合計</b>		0	
<b>負債合計</b>			30,870
<b>III正味財産の部</b>			
前期繰越正味財産		33,440	
当期正味財産増減額		178,145	
<b>正味財産合計</b>			211,585
<b>負債及び正味財産合計</b>			242,455

# 財産目録

2022年3月31日現在

特定非営利活動法人権利擁護トーチ

単位:円

科目・摘要	金額		
<b>I資産の部</b>			
<b>1流動資産</b>			
現金預金			
現金    現金手許有高	53,163		
当座預金  ゆうちょ銀行天白支店	91,863		
普通預金  名古屋銀行島田支店	35,929		
未収金 (3月分利用料)	61,500		
<b>流動資産合計</b>		242,455	
<b>2固定資産</b>	0		
<b>固定資産合計</b>		0	
<b>資産合計</b>			242,455
<b>II負債の部</b>			
<b>1流動負債</b>			
未払費用(3月分外注費、交通費)	30,870		
<b>流動負債合計</b>		30,870	
<b>2固定負債</b>	0		
<b>固定負債合計</b>		0	
<b>負債合計</b>			30,870
<b>正味財産</b>			211,585



## 監査報告書

2022年4月15日

特定非営利活動法人  
権利擁護トーチ  
理事長 西岡楠也 殿

特定非営利活動法人  
権利擁護トーチ

監事 飯田 幹雄 

私は、特定非営利活動促進法第18条の規程にもとづき、特定非営利活動法人権利擁護トーチの2021年4月1日から2022年3月31日までの事業年度における理事の業務執行、並びに財産の状況について監査を行った結果、以下のとおり報告します。

### 1 監査方法の概要

- (1) 会計監査について、帳簿並びに関係書類など必要と思われる監査手続を用いて計算書類の正確性を検討した。
- (2) 業務監査について理事から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧、必要と思われる監査手続を用いて業務執行の妥当性を検討した。

### 2 監査意見

- (1) 財産目録、貸借対照表及び活動計算書は、法令及び定款に従い、法人の財産並びに活動の状況を正しく示していることを認める。
- (2) 事業報告書の内容は真実であると認める。
- (3) 理事の職務執行に関する不正行為、または法令もしくは定款に違反するような重大な事実はないことを認める。

第3号議案

特定非営利活動法人権利擁護トーチ

2022年度事業計画書

2022年4月1日から2023年3月31日

1 事業実施の方針

- 1 組織や事業活動の適正化に取り組むとともに、役員報酬規程、給与規程等を整備のうえ、総会終了後特例認定取得手続を進めます。
- 2 正会員の拡大と併せて、将来の条例指定又は認定取得に向けて賛助会員及び寄付の募集などを通じて運営基盤の強化に取り組みます。
- 3 事業の組織的運営管理に向けて、理事会及び事務局会議を定期的開催します。情報交換の場である会報の充実にも取り組みます。
- 4 相談事業については、ホームページなどで相談所の広報に取り組むとともに、随時「高齢者なんでも相談会」を開催します。
- 5 生活支援事業については、当会のサービスを多くの方に知っていただき、利用していただきたいと思えます。現行の料金体系の対価性、利便性、透明性を引き続き保持します。多様なニーズにこたえるべくサービスの質向上にも取り組みます。今後、利用会員の増加が予想されますので、新規契約にあたっては、契約の意思、支援の可否、サービス提供体制等を勘案した的確な契約審査につとめます。利用会員の増加が予想されますが、生活支援の担い手は引き続き有償ボランティアとし、幅広くスタッフ募集に取り組みます。
- 6 啓発事業については、市民、事業者を対象にした学習会を定期的開催し、権利擁護の課題を市民、事業者の間で共有します。併せて、パンフレット等を通じて権利擁護の活動の意義を広報します。
- 7 6 交流事業については、将来のネットワークづくりをめざして、行政機関、事業者等を対象にした権利擁護のための交流会を実施します。

2 特定非営利活動に係る事業の実施に関する事項

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の予算額 (単位：千円)
(1) 高齢者の権利擁護に関する相談事業	市民を対象に、高齢者の権利擁護及び生活全般に関する相談に応えるため、高齢者生活相談所トーチを運営します。随時、「高齢者なんでも相談会」を開催します。	(A) 通年 (B) 事務所 (C) 5人	(D) 市民 (E) 不特定多数	20
(2) 高齢者の権利擁護に関する生活支援事業	支援を要する高齢者を対象に、介護保険など公的サービスの対象とならないところの金銭管理、通院付き添い、買物代行、福祉サービス利用、身元保証等の支援を行います。	(A) 通年 (B) 市内 (C) 5人	(D) 高齢者 (E) 30人程度	1000
(3) 高齢者の権利擁護に関する啓発事業	市民及び事業者等を対象に、高齢者の生活支援と権利擁護の推進に向けて、ホームページ、研究会、講座開催等により幅広く啓発活動を行います。併せて、権利擁護の活動をパンフレットなどを通じて広報します。	(A) 通年 (B) 市内 (C) 5人	(D) 市民、事業者 (E) 不特定多数	100
(4) 高齢者の権利擁護に関する交流事業	行政、事業者等を対象に、高齢者の生活支援、権利擁護の推進に向けて、各々の事業のあり方や連携方法などについて情報交換や共催事業を行います。	(A) 通年 (B) 市内 (C) 5人	(D) 行政、事業者 (E) 不特定多数	40

第4号議案

特定非営利活動法人権利擁護トーチ

活動予算書

2022年4月1日から2023年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額		
<b>I 経常収益</b>			
1. 受取会費			
正会員入会金	15,000		
賛助会員入会金	45,000		
利用会員入会金	72,000		
正会員受取会費	39,000		
賛助会員受取会費	48,000		
利用会員受取会費	48,000	267,000	
2. 寄附金			
寄附金	200,000	200,000	
3. 助成金等			
助成金	0	0	
4. 事業収益			
高齢者の権利擁護に関する相談事業	0		
高齢者の権利擁護に関する生活支援事業	1,300,000		
高齢者の権利擁護に関する啓発事業	0		
高齢者の権利擁護に関する交流事業	0	1,300,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			1,767,000
<b>II 経常費用</b>			
1. 人件費			
役員報酬	0		
給与	0		
人件費計	0	0	
2. その他経費			
外注費	500,000		
謝金	50,000		
印刷製本費	100,000		
会議費	40,000		
旅費交通費	100,000		
通信運搬費	200,000		
賃借料	100,000		
消耗品費	100,000		
広告宣伝費	100,000		
保険料	60,000		
支払手数料	60,000		
租税公課	20,000		
雑費	20,000		
その他経費計	1,450,000	1,450,000	
経常費用計			1,450,000
当期正味財産増減額			317,000
前期繰越正味財産額			211,585
次期繰越正味財産額			528,585